

新生児聴覚検査について

生まれつき、耳の聞こえにくさがある赤ちゃんは、およそ1,000人に1~2人とされています。赤ちゃんに聞こえにくさがないかを早期に発見し、適切な治療や支援を受けることで、赤ちゃんの成長発達を促すことができます。御坊市では令和7年4月1日より、新生児聴覚検査費用の一部助成を実施しますので、受診票を使用して受診してください。

対象

御坊市に住民票があり、令和7年4月1日以降に出生された新生児

対象検査

初回検査 および 確認検査※

※ 確認検査は、初回検査でリファー（要再検査）となった場合に実施したものに限ります。

助成金額

初回検査および確認検査に要した費用を助成します
検査1回につき 上限 **10,000 円**

上限を超えた分の費用は、自己負担になりますのでご了承ください。
上限額に満たない場合は、その額を助成します。



県外の医療機関で検査を受ける場合

県外の医療機関では、御坊市の受診票を使用できないため、受診時には全て自己負担でお支払いしていただき、後日、手続きすることで払い戻しが可能です。

受診票は、検査費用補助券としてはご使用いただけませんが、医療機関への依頼書と兼ねていますので、受診した際には、必ず受診票に結果等を記載してもらってください。

払い戻し手続きに必要なもの

- 新生児聴覚検査受診票
(検査結果、新生児聴覚検査に係る費用の記入、実施機関の署名及び押印があるもの)
- 医療機関が発行した領収書の原本 (聴覚検査に要した額を確認するため)
- 振込先のわかるもの (通帳など)

お問合せ

御坊市役所 こども支援課
こども家庭センターにっこりあ

☎ 0738-23-2525

赤ちゃんの聴覚検査を受けましょう

赤ちゃんの耳の「きこえ」は、音を聞くことのほかに、「ことば」の育ちにも大きな関わりがあります。生まれた赤ちゃんの健やかな成長を見守るとき、「聞こえる」ということは当たり前のように捉えられ、「聞こえにくい」ということは考えもしないことかも知れません。

しかし、赤ちゃんの1,000人に1~2人程度の割合で、生まれつき聞こえにくい障害（難聴）があるとされています。

これを早く発見して、適切な治療や療育指導等につなげることは、赤ちゃんのことばと心の成長のために大切なことです。早く発見すれば、ことばの遅れなど、日常生活への影響を小さくすることができます。

耳のきこえに障害があるかどうかは、外見では分かりにくく、赤ちゃんの様子だけで判断することは困難です。そのため、全ての赤ちゃんに「新生児聴覚スクリーニング検査」を受けていただくことをお勧めしています。



Q どのような検査ですか？

A 新生児聴覚スクリーニング検査は、赤ちゃんが眠っている間に、小さな音（ささやき声程度）を聞かせて反応をみる検査です。小さな音を聞かせるだけなので痛みなどを伴うものではありません。赤ちゃんに負担をかけることなく安全に、10分ほどで終了します。この検査は、県内の分娩を取り扱う医療機関（一部の助産所を除く）で受けることができます。なお、検査を受ける場合、検査費用（自己負担）が発生します。費用は検査を受ける医療機関により異なりますので、検査前に御確認ください。また市町村によっては、検査費用の助成制度がある場合があります。



Q すべての赤ちゃんが検査を受けた方がよいのですか？

A 耳のきこえに障害があるかどうかは、外見ではわかりにくく、赤ちゃんの様子だけから判断することは困難です。そのため、検査を受けられることをお勧めしますが、強制するものではありません。

検査を受けたら、結果を確認しましょう！

和歌山県



検査の結果が「パス(反応あり)」だったときは？



検査を受けた時点で、きこえの障害の心配はありません。しかし、成長の過程で中耳炎やおたふくかぜなどによってきこえの障害が起きることがあります。以後もきこえの様子に気をつけ、市町村の乳幼児健診等できこえやことばのチェックを受けましょう。心配や気になることがある場合には、かかりつけの医師、または、お住まいの市町村の保健師にご相談ください。



検査の結果が「リファー(要再検)」だったときは？



ただちに耳が聞こえていないということの意味するものではありません。生まれたばかりの赤ちゃんは、耳の中に液体(羊水)が残っているなどの原因により、正しい反応が得られないことがありますので、再検査を受けましょう。再検査の結果が「リファー(要再検)」の場合は、専門医療機関(耳鼻咽喉科)で、詳しい検査を受けましょう。また、妊娠中にサイトメガロウイルスに感染すると母子感染をおこし、赤ちゃんの難聴の要因となる可能性があります。国では、生後3週間以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を受けることが推奨されていますので専門医療機関(小児科)にご相談ください。詳しい検査には、健康保険が適用されます。また、乳幼児医療費助成の対象となります。



新生児聴覚スクリーニング検査の結果は、保護者の方に同意を得たうえで、母子健康手帳に記入され、検査の結果がリファー(要再検)となった場合は、お住まいの市町村の保健師から、検査の受診状況や結果をお尋ねすることがあります。また、必要に応じて、乳幼児きこえとことば相談の専門相談員による巡回相談を受けることができます。

その他、新生児聴覚スクリーニング検査やお子さんのきこえやことばの発達について、心配なことや分からないことがありましたら、お住まいの市町村の担当保健師にご相談ください。



お子さんのきこえやことばの発達に関する相談・お問合せ先

乳幼児きこえとことば相談(聴覚障害児支援中核拠点)

所在地：和歌山市手平二丁目1-2
和歌山ビッグ愛6階
聴覚障害者情報センター内

TEL：080-4882-8177
e-mail:w.mimi.s@watyosyokyo.or.jp



きこえとことばの相談センター ゆうかり

所在地：和歌山市砂山南三丁目1番73号
和歌山県立和歌山ろう学校内

TEL：073-424-3276(代表)
FAX：073-424-0310
e-mail:warou.shien@wakayama-c.ed.jp

和歌山県

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

健康推進課

TEL:073-441-2642
FAX:073-428-2325

障害福祉課

TEL:073-441-2533
FAX:073-432-5567



地球環境保護のために、
ベジタブルインクを使用しています。